

款	項	目	担当部局・課名	市民部 市民課	
2	1	1			
事業区分		継続事業			
事業名		節名称		予算額 (千円)	
後期高齢者医療保険 広域連合納付金		事業 (経費) 内の主 たる費 目	① 18.負担金, 補助及び交付金 (①負担金 (補助費))	995,985	
			②		
			③		
			④		
			⑤		
実施計画No,					
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) →	995,985	
該当ページ	318 /頁		⑦ その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →	0	
	319 /頁		⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →	995,985	
歳入に関する項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)			一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他
令和6年度 (予定)	995,985				
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称			
	国庫支出金				
	県支出金				
	負担金				
事業内容及びその目的 (めざすもの)	広島県後期高齢者医療広域連合への納付金で次の費用を納付する。 ①事務費 (広域連合の運営に係る事務費用) ②事務費 (広域連合電算処理システム端末リース料) ③保険料 (現年保険料, 基盤安定繰入額, 滞納繰越分保険料, 前年度保険料精算分, 延滞金)				
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	<p>①18.負担金, 補助及び交付金 (①負担金 (補助費)) 995,985千円 広島県後期高齢者医療広域連合の算定及び過去の実績等により積算</p> <p>(1) 後期高齢者医療後期連合納付金 (広域連合による積算) 31,886千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費 (後期連合の運営に係る事務費用) 均等割6,139,070円+後期高齢者人口割15,543,430円+人口割10,037,008円≒31,719,000円 ・事務費 (広域連合電算処理システム端末リース料) 市民課2台+支所7台=計9台分 166,771円≒167,000円 <p>(2) 保険料等負担金 964,099千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収分215,415,556円+特別徴収分526,118,201円+基盤安定分221,729,449円≒963,263,000円 (広域連合による積算) ・滞納繰越分825,000円 (R4実績775,107円) ・前年度保険料精算分 1,000円 (R5年度繰越額) ・延滞金 10,000円 (R4実績4,000円) 				
別添資料	有				
(一覧表/図面等)					
継続事業> 過去実績を検証して, 変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)					
「高齢者の医療の確保に関する法律」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。					

令和6年度及び令和7年度の後期高齢者医療保険料率

保険料率は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条第3項の規定により、概ね2年を通じて財政の均衡を保つことができるよう各都道府県の広域連合が決定します。令和6年2月13日開催の広域連合議会定例会において、令和6年度及び令和7年度における広島県の保険料率等の改定案が議決されましたので報告するものです。（剰余金80億円を活用し上昇率を抑制）

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度においても出産育児一時金に係る費用の一部（対象額の7%）を支援する仕組みが導入され、必要となる費用について保険料により賄うこととなりました。また、後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の見直しが成されています。なお、低所得層の負担増に配慮するため、賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、激変緩和措置も講じられました。

■改正保険料率等

（単位：円）

区分		令和6・7年度	令和6年度激変緩和	令和4・5年度	増減率	増減額
所得割率		9.63%	① 8.98%	8.67%	11.07%	—
均等割額	軽減なし	49,621	—	45,840	8.25%	3,781
	7割軽減	14,886	—	13,752		1,134
	5割軽減	24,840	—	22,920		1,920
	2割軽減	39,696	—	36,672		3,024
賦課限度額		800,000	② 730,000	660,000	21.21%	140,000
1人当たり賦課額		105,031		91,678	14.57%	13,353

① 年金収入153万円超～211万円以下の被保険者を対象とした激変緩和所得割率

② 令和5年度末時点で既に被保険者であった者を対象とした激変緩和賦課限度額

※1人当たり賦課額は県平均額

■新保険料率による保険料額算出例（公的年金収入のみの単身世帯）

（単位：円）

算出条件	年間保険料額		増減率	
	令和6・7年度	令和5年度		
収入200万円（所得90万円） ※配偶者所得なし。5割軽減 ※窓口負担1割	70,101	63,669	10.10%	
収入211万円（所得101万円） ※令和6年度は激変緩和適用 ※窓口負担2割	令和6年度	86,958	5.55%	
	令和7年度		9.88%	
収入212万円（所得102万円） ※窓口負担2割	96,513	87,825	9.89%	
収入383万円（所得259.75万円） ※窓口負担3割	258,351	233,762	10.52%	
収入1,100万円 （所得904.5万円） ※窓口負担3割	令和5年度末 被保険者	令和6年度	660,000	10.61%
		令和7年度		21.21%
	令和6年度から 被保険者	800,000		